

# けんりょうご 権利擁護の そうたんコーナー

## 今月のそうたん

成年後見制度とは、  
どのようなものなのでしょうか。

**Q** 私の母は75歳で、父が死亡した後、ひとり暮らしをしています。私は遠方に住んでいるため母の様子を頻繁に見に行くことは難しい状態です。

近所の人のお話によると、最近、母の家にリフォーム業者が出入りして、高額な費用で必要のない工事がされているようです。母は、徐々に認知症が進行し、契約をする必要があるかどうかの判断が自分でできなくなっているように思われますし、将来的には介護施設に入所するとしても、その契約を自分でできるのか、など、将来についていろいろと不安があります。母が自分の財産を守り、安心して暮らしていくためには財産管理等をどのようにしていけばよいのでしょうか。

**A** お母さんには認知症があるということですので、成年後見制度の利用を検討することをお勧めします。「成年後見制度」とは、財産等の管理能力、判断能力等が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を支援するために「後見人」等を選び、その「後見人」等が本人の財産管理や生活支援等を行うという制度です。

「成年後見制度」には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」は、民法という法律に定められている制度で、本人の判断能力の程度に応じて、家庭裁判所が「後見人」「保佐人」「補助人」を選任し、これら裁判所から選任された後見人等が、本人の意思を尊重しつつ、心身の状態、生活の状況に配慮しながら、契約等の法律行為の代理や同意を行ったり、本人がしてしまった契約を取り消したりします。

一方で、「任意後見制度」は、本人に判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に誰に財産管理等をしてもらいたいかを自分で選び、その人との間で公正証書を作成して、任意後見契約を締結しておくという制度です。その後、本人の判断能力が実際に不十分な状態になり、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、任意後見契約の効力が生じることになっています。

これらの制度を利用することで、判断能力が十分でない方が悪徳商法等の被害に遭ったとしても、その契約を取消すなどして被害を防止・回復することも期待でき、介護サービスを利用する契約を本人の代わりに締結するなどの法律行為への支援も可能になります。

これから何回かに分けて、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業との違いや、成年後見制度、特に法定後見制度（後見・保佐・補助）の詳しい内容について、ご説明していきます。

【姫路総合法律事務所 弁護士 土居 由佳】

暮らしの相談・お困りごとは社協へ！

## 総合相談所のお知らせ

◎心配ごと相談  
(法律専門相談)

宍粟防災センター

8月26日(金)

9月2日、9日、16日(金)  
午後1時30分～4時

※予約制となっています。  
(山崎支部 62-15530)

◎介護・福祉相談

毎週月～金曜日  
午前8時30分～

午後5時30分

※秘密は厳守します。相談はいつでも無料です。市内にお住まいの方が対象です。  
お気軽にご相談ください。

◎結婚相談

宍粟防災センター

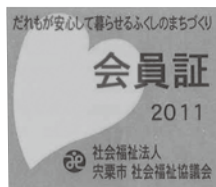
8月18日(木)

9月1日、15日(木)  
午後1時30分～4時

## 会費は社協の 大切な活動財源!

一般会員会費 1,000円

8月は社協会費の納入月です



「だれもが安心して  
暮らせる  
ふくしのまちづくり」

のため、会費の納入に  
ご協力をお願いします